

新潟県条例第43号

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例（平成4年新潟県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）<u>第8条の4第1項の特定振興山村市町村に係る法第8条第1項の山村振興計画に記載された同条第4項第1号の産業振興施策促進区域内において、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業（同項第2号の地域資源を活用する製造業をいう。）又は農林水産物等販売業（同条第2項第3号の農林水産物等販売業をいう。）</u>の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者（以下「製造業者等」という。）に対し、奨励措置を行うことにより、振興山村における森林等の保全及び産業基盤の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p><b>第2条</b> 知事は、<u>製造業者等</u>に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第41条、第77条及び附則第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) <u>法第14条の総務省令で定める場合に該当することとなる製造業者等の事業に係る建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 100分の0.3</u></p> <p>(2) <u>法第14条の総務省令で定める場合に該当することとなる製造業者等の事業に係る機械及び装置を取得した場合における当該機械及び装置に対して課する固定資産税（当該機械及び装置に対して固定資産税を課することとなる最初の年度以降3箇年度において課するものに限る。）</u> 100分の0.14</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）<u>第7条第1項の規定により指定された振興山村の区域内において、法第12条第1項第1号及び第2号イに規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した同条第5項に規定する認定法人（以下「認定法人」という。）</u>に対し、奨励措置を行うことにより、振興山村における森林等の保全及び産業基盤の整備を図ることを目的とする。</p> <p>(奨励措置)</p> <p><b>第2条</b> 知事は、<u>認定法人</u>に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第41条、第77条及び附則第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) <u>山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成3年自治省令第8号）第3条第2号に規定する家屋及び償却資産（法第12条第1項第1号及び第2号イに規定する事業の用に供したものに限る。次号において「家屋等」という。）に係る家屋及びその敷地である土地の取得（同項の規定による認定が行われた日（以下「認定日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）</u>に対して課する不動産取得税 100分の0.3</p> <p>(2) <u>家屋等に係る償却資産（認定日以後に取得したものに限る。）</u>に対して課する固定資産税（当該償却資産に対して固定資産税を課することとなる最初の年度以降3箇年度において課するものに限る。） 100分の0.14</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。